

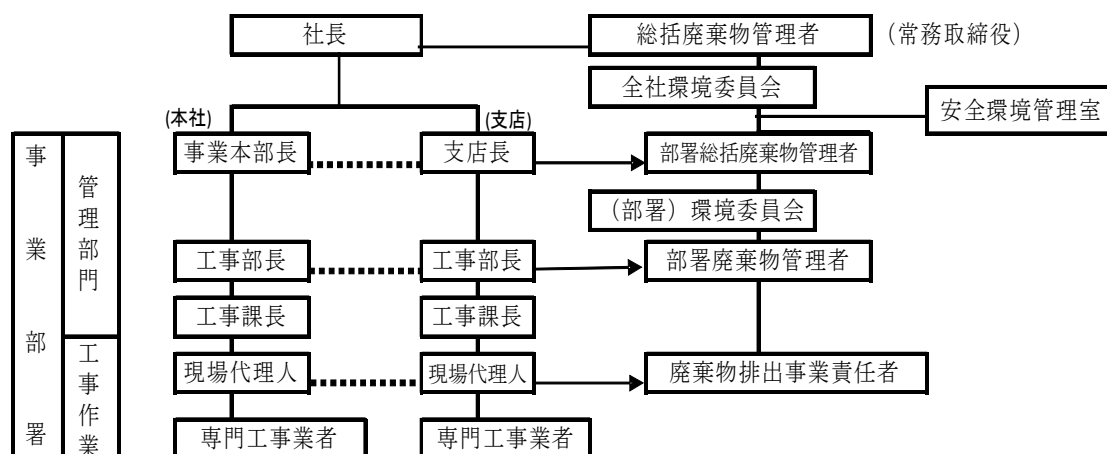
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書																																				
平成29年 6月28日																																				
愛知県知事 殿																																				
提出者																																				
住 所 名古屋市中区二丁目 15 番 15 号																																				
氏 名 株式会社守谷商会 名古屋支店																																				
執行役員支店長 伊藤 由郁紀																																				
電話番号 052-223-2221																																				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																																				
事業場の名称	株式会社守谷商会																																			
事業場の所在地	名古屋市中区錦二丁目 15 番 15 号																																			
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日																																			
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																																				
1 事業の種類	06 総合工事業																																			
2 事業の規模	元請完成工事高 12 億900 万円																																			
3 従業員数	36 人																																			
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>汚 泥</td><td>→</td><td>脱水・焼却</td><td>→</td><td>埋 立 リサイクル材</td></tr><tr><td>木くず</td><td>→</td><td>破 砕 焼 却</td><td>→</td><td>リサイクル 埋 立</td></tr><tr><td>鉄くず</td><td>→</td><td>破砕・切断・圧縮</td><td>→</td><td>リサイクル</td></tr><tr><td>ガラスくず 陶磁器くず</td><td>→</td><td>破 砕</td><td>→</td><td>リサイクル 埋 立</td></tr><tr><td>繊維くず</td><td>→</td><td>破 砕 焼 却</td><td>→</td><td>リサイクル 埋 立</td></tr><tr><td>がれき類</td><td>→</td><td>破 砕</td><td>→</td><td>リサイクル 埋 立</td></tr><tr><td>廃プラ</td><td>→</td><td>破 砕 焼 却</td><td>→</td><td>リサイクル 埋 立</td></tr></table>	汚 泥	→	脱水・焼却	→	埋 立 リサイクル材	木くず	→	破 砕 焼 却	→	リサイクル 埋 立	鉄くず	→	破砕・切断・圧縮	→	リサイクル	ガラスくず 陶磁器くず	→	破 砕	→	リサイクル 埋 立	繊維くず	→	破 砕 焼 却	→	リサイクル 埋 立	がれき類	→	破 砕	→	リサイクル 埋 立	廃プラ	→	破 砕 焼 却	→	リサイクル 埋 立
汚 泥	→	脱水・焼却	→	埋 立 リサイクル材																																
木くず	→	破 砕 焼 却	→	リサイクル 埋 立																																
鉄くず	→	破砕・切断・圧縮	→	リサイクル																																
ガラスくず 陶磁器くず	→	破 砕	→	リサイクル 埋 立																																
繊維くず	→	破 砕 焼 却	→	リサイクル 埋 立																																
がれき類	→	破 砕	→	リサイクル 埋 立																																
廃プラ	→	破 砕 焼 却	→	リサイクル 埋 立																																

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（２８年度）実績】		別紙１のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排出 量	2806 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 施工計画段階において廃棄物処理計画書を作成し、工法の検討により廃棄物の種類及び発生量を把握したうえで減量化を図った。 ・ 専門工事業者には、梱包を簡略化し工事現場に材料等必要以上持ち込まないよう指導を行った。		
2 計画	【目標】		別紙２のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排出 量	2730 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材は、再資源化施設に搬入している。また、段ボール、石膏ボード、金属等も出来るだけリサイクルに回すよう、処理業者に要請する。 ・ 駐車場などの整備に際して、発注者の理解を得られた場合できるだけ再生材を使用するよう努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・及び陶磁器くず、がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)に分別。
-----	--

	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生利用が可能なダンボール・廃石膏ボードを分別する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		該当なし	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－ t	t
	(これまでに実施した取組)		
3 画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	－ t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		該当なし	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	－ t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		

		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－ t	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	－ t	t
		(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				該当なし	
①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		－ t		t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		－ t		t
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
1 現状	【前年度（ 2 8 年度）実績】 別紙 1 のとおり				
	産業廃棄物の種類				
	全処理委託 量		2806 t		t
	優良認定処理業者へ の 処理委託 量		0 t		t

			再生利用者への の 処理委託 量	2806 t	t
			認定熱回収業者への の処理委託 量	0 t	t
			認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	0 t	t
		(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施した。 ・委託契約業者の処分地の確認を行った。 ・電子マニフェストの利用を促進した。			

(第5面)

	2 計画	【目標】 別紙ー2のとおり			
		産業廃棄物の種類			
		全処理委託 量	2730 t	t	
		優良認定処理業者への処 理委託 量	300 t	t	
		再生利用者への 処理委託 量	2730 t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	t	
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	0 t	t	
		(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者の中から委託先を選定する。 ・再生利用な廃棄物については、再生利用者へ処理を委託する。 ・委託先処理業者には委託契約前に現地確認を実施する。 ・電子マニフェストの利用を更に促進する。			
	※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

【前年度(28年度)実績】

[illegible]

別紙2

【今年度(29年度)計画】

[illegible]